

議員向けハラスメント防止研修会を実施しました

令和4年9月8日、県議会でハラスメント防止研修会を開催しました。

昨年6月の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布・施行に伴い、地方議会においてもハラスメントの防止を図るとともに、研修の実施、相談体制の整備などの施策を講ずるものとされています。

この一環として、全国都道府県議会議長会主催で都道府県議会議員を対象としたハラスメント防止研修会が開催され、鳥取県議会議員もオンラインで受講しました。

研修では、実際のハラスメント事例にもとづいた映像教材を視聴し、議会におけるハラスメントの実態や防止についての理解を深めました。



令和2年度に内閣府が全国の地方議員を対象に行った調査では、議員活動や選挙活動中に、全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%がハラスメント行為を受けたと回答しています。



ハラスメントとは？

相手が望まない、相手の意に反する言動による攻撃・迷惑行為をいいます。パワハラのほか、セクハラ、マタハラ、票ハラなどさまざまなハラスメントがあります。



information

県議会からのお知らせ



12月定例会の日程案

期 日	日 程
12月 1日(木)	本 会 議(開会・提案理由説明)
2日(金)	常任委員会
5日(月)	本 会 議(代表質問)
7日(水)	本 会 議(一般質問・質疑)
8日(木)	
12日(月)	
13日(火)	
15日(木)	
16日(金)	
20日(火)	常任委員会
21日(水)	特別委員会
22日(木)	本 会 議(採決・閉会)

※ 日程は変更の可能性があります。

※ 午前10時開始の予定です。



パソコン・スマートフォンでご覧いただけます

本会議、常任委員会、特別委員会などの生中継と録画中継のインターネット放送は、パソコン・スマートフォンからご覧いただけます。

また、本会議はケーブルテレビでもご覧いただけます。

鳥取県議会ホームページは
こちらから→



あ と が き

県議会だよりに掲載の代表質問や一般質問は論戦の骨子を議員が各自でまとめたものです。そこで広報委員会では、議員にとって都合の良い部分のみを抜き出していないか？チェックしています。この客観性の担保こそが最大のミッション！やりがい十分です。

(広報委員 F)

発行日/令和4(2022)年12月1日

編集・発行/鳥取県議会 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

☎0857-26-7460 FAX0857-26-7461 e-mail : gikaisoumu@pref.tottori.lg.jp